

水道使用開始・休止の手続き

～ 水道の使用開始・中止には、あらかじめ届出が必要です

役場建設水道課上下水道班の窓口 または お電話で届出ができます ～

【 届出に必要な内容 】


- ・使用者の氏名
- ・使用する場所の住所
- ・使用者の住民登録の住所
- ・使用開始・中止の年月日
- ・連絡先の電話番号
- ・使用する世帯の人数
- ・料金の支払方法
- ・届出者の氏名(使用者以外が届出するとき)

◇◇◇ 次の場合も届出が必要になります ◇◇◇

- ◎町内の転居で使用の場所が変わるとき
- ◎一般から事業用等使用の用途が変わるとき
- ◎届出の内容(氏名、住所等)が変わるとき
- ◎家屋等を解体して給水装置を撤去するとき

お電話での申し込みは・・・

上富良野町役場 建設水道課 上下水道班

 **0167 - 45 - 6982**

〒071-0596 北海道空知郡上富良野町大町 2 丁目2番11号

FAX 0167-45-5362